

函館市立高等学校における地域民間講師招へい事業実施要領

(平成10年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の専門的な知識・技能をもった民間の人材を函館市立高等学校に招へいし、それらの人々との交流を通じて、生徒に専門的な知識および技能ならびに地域の自然や、産業経済、歴史および文化に対する理解を深めさせるとともに、生徒の勤労観および職業観を培い、進路意識の高揚を図ることを目的とする地域民間講師招へい事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 事業は、各教科・科目の教育活動または特別活動において、事業の目的に基づき、校長が適切な講師を選定し、実施する。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の産業経済ならびに歴史および文化についての理解を深めさせ、地域の発展に貢献するための意欲を向上させようとするもの。
- (2) 業務に関する体験に基づく講話等により、生徒の勤労観および職業観を育て、確かな進路意識を持たせようとするもの。
- (3) 専門的な知識・技能を有し、人生経験豊かな地域の人材との交流を通じて、個人および社会の一員としての在り方、進路の選択等などについて、指針を与えさせようとするもの。

(実施時間数)

第4条 事業の実施時間数は、1回につき2時間とする。

(計画書の提出等)

第5条 校長は、事業を実施しようとするときは、実施の2週間前までに、別記第1号様式の計画書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により計画書が提出されたときは、この要領に基づきその必要性を検討し実施の可否を決定するものとする。

(報告書の提出)

第6条 校長は、事業を終えたときは、速やかに別記第2号様式の報告書を教育長に提出しなければならない。

(事業に要する経費)

第7条 講師に対する謝礼は、1時間当たり5,000円とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。